



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年8月14日金曜日 第2698号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	786
施術機関の指定.....	(") ...	786
指定医療機関の変更.....	(") ...	787
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	787
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...	787
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	787
介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	(") ...	787
介護機関(介護予防事業者)の変更(2件).....	(") ...	788
県統計調査の実施.....	(健康増進課) ...	788
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	789
肥料の登録の失効.....	(農産園芸課) ...	789
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	(森林整備課) ...	789
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	794
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	794
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	794
道路の供用開始(一般国道380号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	795
道路の供用開始(県道野佐来八幡浜線).....	(") ...	795

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	795
ライフル射撃競技用電子標的システムの購入.....	(会計課) ...	795

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	796
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	797
政治団体の解散の届出.....	(") ...	797
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	(") ...	797

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1022号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成27年8月14日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
山川リントロー歯科診療所	西条市樋之口379番地1	平成27年6月1日

直瀬クリニック	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2881-1	平成27年6月1日
畑野川クリニック	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲370-2	平成27年6月1日
iクリニック内科・呼吸器内科	今治市郷新屋敷町三丁目1番39号	平成27年7月1日
平野ごう薬局	今治市郷新屋敷町三丁目1-42	平成27年7月1日
フロンティア薬局本郷店	新居浜市本郷三丁目5-31	平成27年7月1日
チェリー薬局本郷店	新居浜市本郷三丁目5番34号	平成27年7月1日

○愛媛県告示第1023号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成27年8月14日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
井 下 裕 麻	-	からだ元気治療院	新居浜市久保田町2 - 1 - 45	平成27年 6月15日

○愛媛県告示第1024号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) 鈴木整形外科・外科	宇和島市吉田町北小路甲 96番地2	平成27年 7月 1日
(変更前) 鈴木整形外科		

た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
山川リントロー歯科診療所	西条市樋之口379番地 1	平成27年 5月31日
畑野川クリニック	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲370 - 2	平成27年 5月31日
直瀬クリニック	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2881 - 1	平成27年 5月31日
ちぎょうこどもクリニック	今治市片山三丁目11 - 16	平成27年 6月 7日

○愛媛県告示第1025号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

○愛媛県告示第1026号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地の1	デイサービスかがやき	四国中央市寒川町758番地 1	平成27年 6月23日
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地の1	デイサービスのびのび	四国中央市寒川町758番地 1	平成27年 6月23日

○愛媛県告示第1027号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地の1	デイサービスかがやき	四国中央市寒川町758番地 1	平成27年 6月23日
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地の1	デイサービスのびのび	四国中央市寒川町758番地 1	平成27年 6月23日

○愛媛県告示第1028号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	(変更後) いきいきらいふSPA中の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目8番21号	平成27年6月1日
		(変更前) デイサービス中の茶屋		

○愛媛県告示第1029号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	(変更後) ユーミーケアヘルパーステーション西予	(変更後) 西予市宇和町卯之町4 - 654	平成27年4月20日
		(変更前) ユーミーケア八幡浜	(変更前) 八幡浜市435番地35カネカビル1階	

○愛媛県告示第1030号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	(変更後) いきいきらいふSPA中の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目8番21号	平成27年6月1日
		(変更前) デイサービス中の茶屋		

○愛媛県告示第1031号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	(変更後) ユーミーケアヘルパーステーション西予	(変更後) 西予市宇和町卯之町4 - 654	平成27年4月20日
		(変更前) ユーミーケア八幡浜	(変更前) 八幡浜市435番地35カネカビル1階	

○愛媛県告示第1032号

平成27年度健康資源・環境整備状況調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 調査の目的

事業所、飲食店が取り組んでいる健康づくり関連項目について調査することにより、県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とする

2 調査対象の範囲

- (1) 事業所：従業者（常用雇用者）50人以上の民営事業所

- (2) 飲食店：愛媛県料飲業生活衛生同業組合加盟店舗
- 3 報告を求める事項
 - (1) 事業所：事業所、受動喫煙防止対策、メンタルヘルスケア、がん検診等、歯科健診に関すること
 - (2) 飲食店：経営形態、受動喫煙防止対策、栄養成分表示等について
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
平成27年 8月31日
- 5 報告を求める者
2に記載した全事業所及び全店舗
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査票の郵送による自計方式
- 7 報告を求める期間
平成27年 9月 1日から30日までの間

○愛媛県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市向灘、松柏、大平、日土及び高野地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八幡浜北地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 8月17日から 9月11日まで
- 3 縦覧場所
八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第1034号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年7月27日	愛媛県第1263号	魚かす粉末	魚粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 4.5	マルトモ株式会社 愛媛県伊予市米湊1696番地

○愛媛県告示第1035号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助対象事業の種類）</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 機能回復整備事業</p> <p>ア 特定森林造成事業</p> <p>（ア）省略</p> <p>（ウ）<u>花粉発生源対策促進事業</u></p> <p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。</p> <p>（ア）市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（<u>森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者</u>）をいう。以下同じ。）が森林</p>	<p>（補助対象事業の種類）</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 機能回復整備事業</p> <p>ア 特定森林造成事業</p> <p>（ア）省略</p> <p>（ウ）<u>造林未済地緊急造林</u></p> <p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。</p> <p>（ア）市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（<u>森林法第10条の11の9第2項の規定による施業実施協定の認可を受けた特定非営利活動法人等</u>）をいう。以下同じ。）が森林</p>

所有者から受託して森林経営計画若しくは森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 省略

(f) 省略

(4) 機能回復整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第4のとおりとする。

ア 特定森林造成事業 森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として行う次に掲げる事業とする。

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 花粉発生源対策促進事業 花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となつているスギ及びヒノキの人工林を対象に行う花粉症対策苗木等（スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙2の2に規定する花粉症対策苗木及び知事が花粉症発生源対策に資すると認める苗木をいう。以下同じ。）への植替え

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～オ 省略

カ 森林所有者の団体（森林法施行令 _____ 第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。）

キ～コ 省略

(2)～(5) 省略

(6) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア～ウ 省略

エ 森林整備法人等

オ～ク 省略

(7) 特定森林造成事業の特定林地改良にあつては、次に掲げるもの

ア～ウ 省略

エ 森林整備法人等

オ 省略

(8) 特定森林造成事業の耕作放棄地等森林造成 _____ にあつては、市町

(9) 特定森林造成事業の花粉発生源対策促進事業にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

エ 森林整備法人等

所有者から受託して森林経営計画若しくは森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 省略

(f) 省略

(4) 機能回復整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第4のとおりとする。

ア 特定森林造成事業 森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として行う次に掲げる事業とする。

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 造林未済地緊急造林 市町村森林整備計画（森林法第10条の5第1項の市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に定める公益的機能別施業森林区域（同法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内の伐採後3年以上造林が行われていない林地を対象に15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で行う郷土樹種の植栽、天然更新の補助作業等

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～オ 省略

カ 森林所有者の団体（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。）

キ～コ 省略

(2)～(5) 省略

(6) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア～ウ 省略

エ 森林整備法人

オ～ク 省略

(7) 特定森林造成事業の特定林地改良にあつては、次に掲げるもの

ア～ウ 省略

エ 森林整備法人

オ 省略

(8) 特定森林造成事業の耕作放棄地等森林造成及び造林未済地緊急造林にあつては、市町

オ 特定非営利活動法人等

カ 森林所有者の団体

キ 森林経営計画策定者

ク 森林施業計画の認定を受けた者

ケ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(補助対象事業の規模)

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 森林経営計画に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、森林経営計画ごとに、次のa又はbのいずれかに該当すること。

a 次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること又は1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満である場合にあつては、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施するものであり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上であること。

(a) 間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となつている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）において実施する場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）で、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施したと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上）

(b) 間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計をそれぞれの施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上

b aに該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、かつ、aに該当する施行地（当該施行地が複数存在する場合は、いずれかの施行地）と隣接し、又は路網で直接接続している施行地（以下「搬出困難等施行地」という。）について、aに該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあつては、当該搬出困難等施行地の面積の合計がaに該当する施行地の面積の合計以下であること。

(イ) 省略

イ・ウ 省略

(2)～(4) 省略

(補助対象事業の規模)

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 森林経営計画に基づいて行う場合 次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること又は1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満である場合にあつては、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施するものであり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上であること。

a 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、森林経営計画ごとに間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となつている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）で、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施したと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上

b 間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計をそれぞれの施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上

(イ) 省略

イ・ウ 省略

(2)～(4) 省略

(補助金の交付条件)

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 花粉発生源植替えについて、事業の完了年度の翌年度までに当該花粉発生源植替えを実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合(天災等不可抗力によるものとして知事が認めるときを除く。) 交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額

(8) 花粉発生源植替えを行つた林地について、原則として当該花粉発生源植替えを行つた年度の翌年度から起算して2年を経過しても更新が確実に図られていないと知事が認める場合において、速やかにコンテナ苗の花粉症対策苗木等による植栽を行わないとき 交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額

5・6 省略

別表第1(第3条関係)

森林環境保全直接支援事業

Table with 3 columns: 区分, 補助基準(経費の内容), 補助率. Rows include 1~8 省略, 9 間伐, 10~12 省略, 備考 省略.

別表第3(第3条関係)

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

(1) 市民参加型森林整備

Table with 3 columns: 区分, 補助基準(経費の内容), 補助率. Rows include 1~5 省略, 備考 1 省略, 2 森林作業道の開設及び改良は、当該森林作業道の開設及び改良と一体的に実施することとされている施策に一

(補助金の交付条件)

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)～(6) 省略

5・6 省略

別表第1(第3条関係)

森林環境保全直接支援事業

Table with 3 columns: 区分, 補助基準(経費の内容), 補助率. Rows include 1~8 省略, 9 間伐, 10~12 省略, 備考 省略.

別表第3(第3条関係)

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

(1) 市民参加型森林整備

Table with 3 columns: 区分, 補助基準(経費の内容), 補助率. Rows include 1~5 省略, 備考 1 省略, 2 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行

定期間先行して _____ 実施することができる。

(2) 野生生物共生林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～4 省略		
備考 森林作業道の開設及び改良は、当該森林作業道の開設及び改良と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して _____ 実施することができる。		

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～3 省略		
備考 1・2 省略 3 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して _____ 実施することができる。		

(2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～12 省略		
備考 1～3 省略 4 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して _____ 実施することができる。		

(3) 花粉発生源対策促進事業

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 花粉発生源植替え	花粉発生源となつている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地ごしらえ、花粉症対策苗木等の植栽に要する経費	査定経費の10分の4
2 附帯施設等整備	(1) 林木被害防止施設等整備	(1)の表 2(1)に同じ。 同上
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。 同上
	(3) 荒廃竹林整	別表第1 11(4)に同じ。 同上

う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(2) 野生生物共生林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～4 省略		
備考 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。		

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～3 省略		
備考 1・2 省略 3 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。		

(2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～12 省略		
備考 1～3 省略 4 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。		

(3) 造林未済地緊急造林

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	(1) 別表第1 6(1)に同じ。	同上
	(2) 別表第1 6(2)に同じ。	同上
7 除伐	別表第1 7に同じ。	同上
8 保育間伐	別表第1 8に同じ。	同上
9 間伐	別表第2 1の表9に同じ。	同上
10 附帯施設等整備	(1) 荒廃竹林整備 別表第1 11(4)に同じ。	同上

備		
3 森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上
備考		
1 補助対象とする花粉症対策苗木等(コンテナ苗に限る。)の植栽は、1ヘクタール当たり1,000本以上のものに限る。		
2 荒廃竹林整備は、1の施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1の施業に係る事業量を超えないものに限る。		
3 森林作業道整備は、1の施業と一体的に実施するものに限る。		
4 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。		

11 森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上
備考		
1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。		
2 荒廃竹林整備は、1から9までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。		
3 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。		
4 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。		

○愛媛県告示第1036号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成27年 8月17日から
12月15日まで
- 3 作業地域 四国中央市川之江町

○愛媛県告示第1037号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成27年 8月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851500086	合同会社 きぼう	香川県さぬき市津田町鶴羽1430-1	三 谷 明 弘	児童発達支援	かざぐるま	愛媛県東温市見奈良1399-2	平成27年 7月1日
3851500086	合同会社 きぼう	香川県さぬき市津田町鶴羽1430-1	三 谷 明 弘	放課後等デイサービス	かざぐるま	愛媛県東温市見奈良1399-2	平成27年 7月1日
3850100649	合同会社 one's mind	愛媛県松山市桑原2丁目5番地5	谷 田 敏 紀	放課後等デイサービス	colorful	愛媛県松山市桑原2丁目5番地5	平成27年 7月7日

○愛媛県告示第1038号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 8月14日

愛媛県知事 中村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(特-25)第16743号	平成25年 5月13日	重松兄弟設備(株)	清水盛士郎	松山市谷町甲78-1	平成27年 7月2日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-23)第16925号	平成23年 10月13日	成松設備	成松 健	松山市和泉南6-2-4-2	平成27年 7月22日	管工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-22)第16756号	平成22年 10月5日	オシャラプランニング	若洲 孝雄	松山市木屋町1-6-2	平成27年 7月23日	建築工事業	建設業の廃止(法人成り)

○愛媛県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町大平1264番から 同町大平1261番2まで	平成27年 8月14日

○愛媛県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積217番2から 同市稲積474番4まで	平成27年 8月14日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 8月5日	特定非営利活動法人 障がい者スポーツクラブ	笹 木 正 照	松山市中央二丁目77番地10ウエストコート501号室	この法人は、障害者並びに健常者に対して、スポーツを通じた交流に関する事業を行い、障害者に対する理解と協調に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成27年 8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ライフル射撃競技用電子標的システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
50m S B用電子標的システム 一式
10m A R・A P用電子標的システム 一式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成28年 3月31日（木）
- (5) 納入場所

内子町城の台公園特設ライフル射撃場
 （所在地：愛媛県喜多郡内子町小田420番地）

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の

事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成27年9月28日（月）の午前9時から同月29日（火）午前9時59分まで
紙入札による場合は、平成27年9月29日（火）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成27年9月29日（火）午前10時00分
愛媛県総務部入札室 本館2階

4 その他

- (1) WTO協定の適用

本公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定およびその他の国際約束の適用を受ける。

- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成27年9月16日（水）午後5時00分

- (5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (9) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Electronic scoring systems for rifle shooting competition , 1 Set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 29 September 2015

- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年8月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
新居浜市医師連盟	中山 恵 二	山内 保 生	新居浜市庄内町四丁目7-54	平成27年7月1日
八幡浜医師連盟	牧野 嘉 幸	阿部 芳 久	八幡浜市広瀬一丁目7-17	平成27年7月10日

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年 8月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党鬼北支部	松 田 八重子	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町奈良4358	北宇和郡鬼北町小松1536	平成27年 7月 5日
		代 表 者	松 田 八重子	程 内 覚	
		会 計 責 任 者	芝 照 雄	赤 松 俊 二	
自由民主党松山支部連合会	清 水 宣 郎	代 表 者	清 水 宣 郎	白 石 研 策	平成27年 7月11日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
橋村たみお後援会	矢 野 幸 保	主たる事務所の所在地	松山市立花三丁目 3 - 36	松山市立花三丁目 2 - 30 - 1	平成27年 7月27日
		会 計 責 任 者	橋 村 民 生	丸 井 慎 也	

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年 8月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今 村 く にお 後 援 会	有 光 正 志	平成26年12月31日
阿 部 悦 子 と 市 民 の 広 場	松 尾 京 子	平成27年 6月21日
森 な つ え 後 援 会	森 夏 枝	平成27年 6月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年 8月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
森 夏 枝	森 な つ え 後 援 会	平成27年 6月28日